

○山陽小野田市保育の実施に関する条例

平成17年3月22日

条例第109号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1) 居宅外で労働することを常態としていること。

(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(申込手続等)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、別にこれを定める。

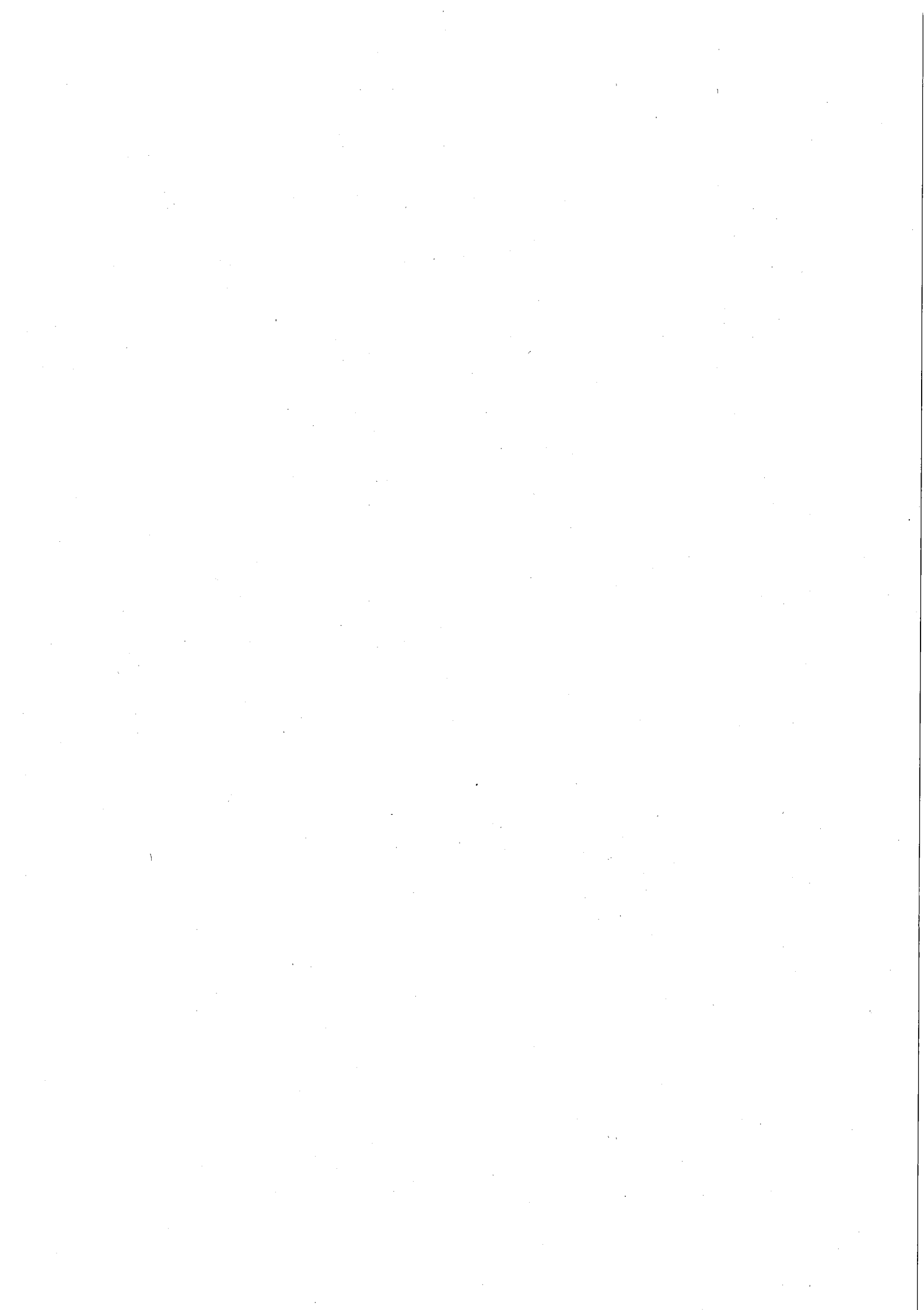
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市保育の実施に関する条例(昭和62年小野田市条例第7号)又は山陽町保育所条例(昭和62年山陽町条例第1号)の規定によりなされた保育の実施は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。



が認める事由に該当すること。」という基準があります（第10号）。一般に、「〇〇が認める」という規定は、個々の事案ごとに認定の可否を判断する場合に用いられることが多く、どのような場合が該当するのかあらかじめ規定化しておく必要はありませんが、事前に一定の類型が想定されるのであれば、告示などで明確に定めておくことが考えられます。

本稿では、「就労時間の下限」と「前各号に類するものとして市町村が認める事由」を定める場合の規定例を紹介しますので、例規整備の参考にしてください。

#### 【子ども・子育て支援法施行規則全文】

##### ○ 内閣府令 第四十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則を次のように定める。

平成二十六年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

##### 子ども・子育て支援法施行規則

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
  - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
  - ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- 八 次のいずれかに該当すること。
  - イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
  - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが

困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、法の施行の日から施行する。

（就労時間に係る要件に関する特例）

2 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

## 「就労時間の下限」と「前各号に類するものとして市町村が認める事由」の規定例

### （1）就労時間の下限のみを定める場合

〇〇市子ども・子育て支援法施行規則第1号の市町村が定める時間を定める□□  
子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1号の市町村が定める時間は、〇時間とする。

附 則

この□□は、子ども・子育て支援法施行規則の施行の日から施行する。

### ・経過措置が必要な場合の附則例

附 則

（施行期日）

1 この□□は、子ども・子育て支援法施行規則の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この□□の施行の日から平成〇年〇月〇日までの間におけるこの□□の規定の適用については、本則中「〇時間」とあるのは、「△時間」とする。

※ 経過措置が必要となるのは、現在、保育の実施の対象となる就労時間の下限を48時間から64時間までの範囲外で運用しており、新制度開始時に48時間から64時間までの範囲内の基準に切り替えることにより、①下限時間が現行よりも引き下がり、保育の対象となる児童が増大し施設整備等の保育の量的確保に時間を要する場合、②下限時間が現行よりも引き上がり、現に保育所等に入所している児童のうちに保育の必要性の認定を受けられなくなる児童が生じる場合など